

変 更 案	現 行
<p>第 6 特定個人情報保護評価の実施時期</p> <p>1 新規保有時</p> <p>行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。ただし、規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。</p> <p>(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期</p> <p><u>規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第 6 特定個人情報保護評価の実施時期</p> <p>1 新規保有時</p> <p>行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。ただし、規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。</p> <p>(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期</p> <p><u>ア 通常の場合</u></p> <p><u>規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、評価実施機関の判断で、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施することができる。</u></p> <p><u>イ 委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の場合</u></p> <p><u>規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、要件定義の終了までに実施することが困難な場合は、委員会とあらかじめ協議の上、実施時期を決定することができる。</u></p> <p><u>ウ 経過措置</u></p> <p><u>この指針の適用の日から 6 月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング</u></p>

- 1 -

<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 9 特定個人情報保護評価の評価項目</p> <p>1 (略)</p> <p>2 評価項目</p> <p>(1) 基礎項目評価書</p> <p><u>規則第 2 条第 1 号に規定する基礎項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 基本情報</u></p> <p>特定個人情報保護評価の対象となる事務の概要、当該事務において使用するシステムの名称、特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する<u>部署及び所属長の役職名</u>、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。</p> <p><u>イ リスク対策</u></p> <p>特定個人情報ファイルを取り扱う<u>プロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主なリスクを軽減するための措置の実施状況について記載するものと</u></p>	<p><u>開始後、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することができる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 9 特定個人情報保護評価の評価項目</p> <p>1 (略)</p> <p>2 評価項目</p> <p>(1) 基礎項目評価書</p> <p><u>規則第 2 条第 1 号に規定する基礎項目評価書では、特定個人情報保護評価の対象となる事務の概要、当該事務において使用するシステムの名称、特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。</u></p> <p><u>また、評価実施機関は、特定個人情報保護評価の対象となる事務について特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを</u></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 2 -

する。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策の実施状況についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

(2) 重点項目評価書

規則第2条第2号に規定する重点項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ～エ (略)

(3) 全項目評価書

法第28条第1項各号及び規則第12条に規定する全項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、

軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

(2) 重点項目評価書

規則第2条第2号に規定する重点項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ～エ (略)

(3) 全項目評価書

法第28条第1項各号及び規則第12条に規定する全項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署、当該事務において個

当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ～オ (略)

人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ～オ (略)

様式2 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

表紙 (略)

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	
②事務の概要	
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ ]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	
②所属長の役職名	
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	

II・III (略)

様式2 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

表紙 (略)

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	
②事務の概要	
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ ]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	
②所属長	
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	

II・III (略)

IV リスク対策

IV リスク対策		
<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ ]	[ ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

(新設)

様式3 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書) 表紙(略)

I 基本情報

I 基本情報	
<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	
②事務の内容	
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
<b>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</b>	
<b>システム1</b>	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム2~5	
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

様式3 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書) 表紙(略)

I 基本情報

I 基本情報	
<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	
②事務の内容	
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
<b>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</b>	
<b>システム1</b>	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム2~5	
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	
②所属長の役職名	
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

II～V (略)

様式4 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)  
表紙(略)

I 基本情報

<b>I 基本情報</b>	
<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	
②事務の内容 ※	
③対象人数	[ ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
<b>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</b>	
<b>システム1</b>	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
<b>システム2～5</b>	
<b>システム6～10</b>	
<b>システム11～15</b>	
<b>システム16～20</b>	

<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	
②所属長	
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

II～V (略)

様式4 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)  
表紙(略)

I 基本情報

<b>I 基本情報</b>	
<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	
②事務の内容 ※	
③対象人数	[ ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
<b>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</b>	
<b>システム1</b>	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
<b>システム2～5</b>	
<b>システム6～10</b>	
<b>システム11～15</b>	
<b>システム16～20</b>	

- 7 -

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	
②実現が期待されるメリット	
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	
②所属長の役職名	
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

II～VI (略)

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	
②実現が期待されるメリット	
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	
②所属長	
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

II～VI (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成三十一年一月一日より施行する。ただし、第6の1(1)の規定並びに第9の2(1)ア、同(2)ア及び同(3)ア中「部署」を「部署及び所属長の役職名」に改める部分並びに様式2 Iの5、様式3 Iの6及び様式4 Iの7中「所属長」を「所属長の役職名」に改める部分については、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示による変更後の特定個人情報保護評価指針(以下「新指針」という。)第9の2(1)イの規定及びこの告示の施行の際現に変更前の特定個人情報保護評価指針の規定により公表されている変更前の様式2(I)の5を除く。については、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、変更後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 新指針第9の2(1)ア、(2)ア及び(3)アの規定並びに附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に変更前の特定個人情報保護評価指針の規定により公表されている変更前の様式2 Iの5、様式3 Iの6及び様式4 Iの7中「所属長」を「所属長の役職名」に改める部分について

- 8 -

ては、所属長の役職名及び氏名に変更がない限りにおいて、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、変更後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。